

## 鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）で定められた地域
- (2) 買い物福祉サービス 見守りを兼ねた移動販売として、要支援世帯に対し定期的に訪問するスタッフを配置することにより、福祉と買い物支援を同時に実施する取組
- (3) 小規模高齢化集落等 高齢化率が50%以上かつ世帯数が20戸未満の集落（小規模高齢化集落）、高齢化率が40%以上かつ世帯数が30戸未満の集落（小規模高齢化集落に準じる集落）。ただし、高齢化率が40%未満であっても、世帯数が極端に少ない等で将来的に集落の維持が危ぶまれると市長が認める集落を含む

### (交付目的)

第3条 本補助金は、本市の中山間地域において、買い物支援に係る取組や、買い物福祉サービスの取組を支援することにより買い物困難地域における買い物環境の改善を図るとともに、住民が中山間地域で安心して暮らすための環境づくりを目的として交付する。

### (対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 鳥取県中山間地域買物支援事業費補助金交付要綱（平成29年3月30日付第201600202249号鳥取県元気づくり総本部長通知）に基づき実施する別表1の第1欄に掲げる事業
- (2) 鳥取県買物環境確保推進交付金交付要綱（令和5年7月7日付第202300092596号鳥取県地域づくり推進部長通知）に基づき実施する別表2の第1欄に掲げる事業

### (補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、別表1又は別表2の第2欄に掲げる者とする。

### (補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1又は別表2の第3欄に掲げる経費とする。

### (本補助金の算定)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表1又は別表2の第4欄に掲げる率を乗じて得た額（1円未満の端数は、これを切り上げる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表1又は別表2の第5欄に掲げる額を上限とする。

### (交付申請の時期等)

第8条 本補助金の交付申請は、原則として、対象事業を開始する日の20日前までに行わなければならない。ただし、交付申請前に事業着手した事業にあっては、市長が別に定める日までに行うこととする。なお、4月1日から補助対象とする場合は4月10日までとする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるも

のとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第9条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定通知を受けるまでの日数に14日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第7条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- （2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（実績報告の時期等）

第11条 規則第12条の規定による報告は、対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第12条 規則第16条ただし書の市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該年数が5年に満たない財産にあっては5年とし、同令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間とする。）とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。
  - （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。

（収益納付）

第13条 本補助金の交付を受けた者（以下「対象事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により、自ら収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

（財産に関する書類の保管）

第14条 対象事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得した財産について、処分制限期間

を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月1日から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(鳥取市買い物福祉サービス支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 鳥取市買い物福祉サービス支援事業補助金交付要綱」(平成28年7月6日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月7日から施行する。

別表 1 (第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条)

| 1 対象事業                                                                                               | 2 事業実施主体                                                                                                            | 3 補助対象経費                                                                                                                                                             | 4 補助率                                                                                                                                                           | 5 補助限度額                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 買い物支援事業</p> <p>ア 移動販売車等導入助成</p> <p>買い物困難地域に対して<br/>日用生活物資を供給するた<br/>めの移動販売車や店舗購入<br/>等を支援</p> | <p>鳥取市に居住する個人、団体（事業者、<br/>住民代表、NPO等）で、鳥取県中山間<br/>地域買物支援事業費補助金実施要領（平<br/>成29年4月1日制定）の第5により知<br/>事の事業採択を受けたものとする。</p> | <p>(1) 店舗の購入、改装経<br/>費</p> <p>(2) 車両の購入又はリ<br/>ース経費（事業継続<br/>のための車両購入経<br/>費を含む）</p> <p>(3) 事業に必要な設備<br/>等導入・リース・修<br/>繕等経費</p> <p>(4) その他 PR 活動経費<br/>等事業に必要な経費</p> | <p>10 分の 8</p> <p>ただし、市町村合併<br/>（平成 16 年 11 月 1 日）<br/>以前の行政区域を越え<br/>る複数の地域にわたる<br/>移動販売の場合は、10<br/>分の 10</p> <p>※移動販売の事業継続<br/>のための車両購入経費<br/>の場合は、3 分の 2</p> | <p>1 事業当たり<br/>8,000 千円</p> <p>※事業継続のための車<br/>両購入は 1 台当たり<br/>6,000 千円</p> |

| 1 対象事業                                                    | 2 事業実施主体                                                                                                                        | 3 補助対象経費                                                          | 4 補助率                                                     | 5 補助限度額                                                                      |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| イ 移動販売車運営費助成<br><br>食料品・日用品など概ね<br>10品目以上を取り扱う移動販売車の運営を支援 | (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で定める中小企業者であって、鳥取県中山間集落見守り活動支援事業実施要領（平成20年4月7日制定）に係る協定を締結し、かつ小規模高齢化集落等及び鳥取市辺地に係る総合整備計画で定める地域を含む移動販売をする者 | 燃料費、車検費用、修繕費用又は備品購入費、ストックヤード運営費                                   | 10分の10                                                    | 1台当たり<br>2,000千円<br><br>ストックヤード運営費<br>140千円                                  |
|                                                           | (2) (1)以外の者                                                                                                                     | 燃料費、車検費用、修繕費用又は備品購入費                                              | 1年目 10分の8<br>2年目 3分の2<br>3年目 3分の1<br>4年目 6分の1<br>5年目 6分の1 | 1台当たり<br>1年目 2,000千円<br>2年目 1,400千円<br>3年目 800千円<br>4年目 400千円<br>5年目 400千円   |
| 1 対象事業                                                    | 2 事業実施主体                                                                                                                        | 3 補助対象経費                                                          | 4 補助率                                                     | 5 補助限度額                                                                      |
| (2) 買い物福祉サービス<br>支援事業<br><br>買い物福祉サービスの<br>実施             | 鳥取市に居住又は事務所を有する個人、<br>団体（事業者、住民代表、NPO等）                                                                                         | (1) 買い物福祉サービスの実施に係る経費<br>（賃金、需用費、借料・損料、燃料費等）<br>(2) その他事業実施に必要な経費 | 10分の10                                                    | 移動販売車1台当たり<br>3,700千円<br><br>又は集落支援員及び地域おこし協力隊を活用する場合は、移動販売車<br>1台あたり1,300千円 |

備考

- 1 事業実施主体は、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としないものとする。
- 2 補助対象事業の対象年度は、次の各号のとおりとする。
  - (1) アの事業 事業着手する初年度のみとする。
  - (2) イの事業において事業実施主体(1)に該当する者が行う事業 事業着手から年限を定めないものとする。
  - (3) イの事業において事業実施主体(2)に該当する者が行う事業 事業着手から5年間とする。
- 3 備品購入費用や建物等修繕費用などのハード事業に係る経費は除く。
- 4 総務省集落支援員・地域おこし協力隊員の人件費及び旅費は除く。

別表 2 (第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条)

| 1 対象事業                                                                                                        | 2 事業実施主体                            | 3 補助対象経費                                                                                    | 4 補助率    | 5 補助限度額                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 店舗閉店に伴うもの及び持続的な買物環境確保のために必要な事業                                                                                | 鳥取市に居住又は事務所を有する個人、団体（事業者、住民代表、NPO等） | 買物環境確保計画に基づき実施する次の取組に要する経費<br>(1) 移動販売等の拡充経費のうち、燃料費、車検費用、修繕費用又は備品購入費<br>(2) 店舗整備・改修、設備の整備経費 | 10 分の 10 | 本表第 3 欄(1)に掲げる経費<br>1 台当たり 500 千円<br><br>本表第 3 欄(2)に掲げる経費<br>1 店舗当たり 30,000 千円 |
| <p>備考</p> <p>対象経費が工事請負費又は委託費の場合については、市内事業者が施工又は実施したものに限る。ただし止むを得ない理由により市内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。</p> |                                     |                                                                                             |          |                                                                                |